

令和3年7月30日

報道機関各位

県民生活文化課

青森県文化芸術推進計画検討会第1回検討会の開催について

今年度予定している「青森県文化芸術推進計画」の策定にあたり、文化振興関係団体や学識経験者等から意見を聴取するため、標記検討会を開催します。

記

- 1 日時
令和3年8月4日(水) 10:00~12:00
- 2 場所
ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルドの間
- 3 説明事項・議題(予定)
 - (1) 青森県文化芸術推進計画の策定方針について
 - (2) 「令和3年度文化芸術に関する県民意識調査」の結果について
 - (3) 青森県文化芸術推進計画骨子案について
- 4 青森県文化芸術推進計画検討会設置要綱
別添のとおり

報道機関用資料提供(連絡先)	
担当課	環境生活部 県民生活文化課 文化・NPO活動支援グループ 担当者名 総括主幹(GM) 上明戸 健一 主幹 鹿野 直樹
電話	内線 6420、6421
番号	直通 017-734-9207
報道監	環境生活部 次長 松岡浩美

青森県文化芸術推進計画検討会設置要綱

(目的)

第1条 青森県文化芸術推進計画の策定にあたり、本県の文化振興関係団体や学識経験者等から意見を聴取するため、青森県文化芸術推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青森県文化芸術推進計画案の検討に関すること。
- (2) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

(座長等)

第4条 検討会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、検討会を統括し、会議の進行にあたる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。

(会議)

第5条 検討会は、青森県環境生活部長が招集する。

(公開)

第6条 検討会は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、青森県県民生活文化課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月21日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止する。

別表

青森県文化芸術推進計画検討会委員

氏名	所属・役職等
相木 麻季	東奥日報社 生活文化部長兼論説編集委員
九戸 眞樹	元弘前市教育委員会 教育委員長
小池 淳一	国立歴史民俗博物館 教授
神 秀次郎	一般社団法人青森県文化振興会議 理事長
杉本 康雄	青森アートミュージアム5館連携協議会 会長 青森県立美術館 館長
玉樹 真一郎	八戸学院大学 学長特別補佐
原 由美子	ファッションディレクター ファッション甲子園 審査員
張山 田鶴子	画家(油彩)